

5. 博学連携の試みと実践

1990年代に入って学生減少という課題を前にして、各大学では「開かれた大学」を目標に掲げ、大学博物館に期待をかけたサバイバル戦略を展開しています。明治大学博物館の開館などはこれを代表するものといえます。

また、2002年4月から小学校・中学校・高等学校で導入された「総合的な学習の時間」への対応から、学校と博物館の連携が注目されています。

このような状況のなかで、学習院大学史料館では見学会の受け入れ、展覧会の解説（ギャラリートーク）を実施するなどの試みを行ってきました。さらに2005年度からは、学習院高等科の「総合」授業で「博物館を知ろう」を開講しています。2005年度の受講者は16名でした。

講座の最後の授業日の意見交換会では「学芸員を目指すには？」という質問が多く聞かれ、担当者はますますホットな気持ちになりました。

なお学習院大学には学芸員資格取得コースがあり、多くの履修者を毎年迎えています。博物館で働いている専門職員を「学芸員」と呼ぶことや、収蔵史料の調査研究、展覧会の設営・開催、くずし字の読み方などについての相談受付など、多岐にわたる学芸員の仕事について、社会一般に知られているとはいえません。高校生との交流を今後とも大切にしていきたいと思います。

※詳しいカリキュラムなどについては、齋田康範・藤實久美子「高校「総合」における博学連携の試み」(『歴史地理教育』第695号、2006年2月)をご覧ください。



高等科の授業風景(史料館実習室にて)

6. 史料館Q&A

○史料館はどのような機関ですか？

【お答えします】

まず身近なところから話をはじめましょう。史料館は学習院大学にある4つの附置研究機関のひとつで、大学長のもとに置かれています。史料館では研究・教育・文化普及活動を行っています。

○史料館は博物館ですか？

【お答えします】

史料館は文学部史学科にあった資料室から古文書などを引き継いでいます。このため「史料館」という名称ですが、モノ史料も多数収蔵しており、実体は博物館です。法的には「博物館に相当する施設」です。

○「博物館に相当する施設」とは何ですか？

【お答えします】

博物館法(1951年12月施行)にいう博物館には、地方公共団体および民法34条の法人・宗教法人または政令で定める法人(日本赤十字社・日本放送協会)が設置する「登録博物館」と、それ以外が設置する「博物館に相当する施設」があり、設置者により区別されています。さきほどお話したように、史料館は大学が設置する博物館ですので、「博物館に相当する施設」に属し、大学がある東京都に登録されています。

↑史料館はどんなところでしょいうか？

